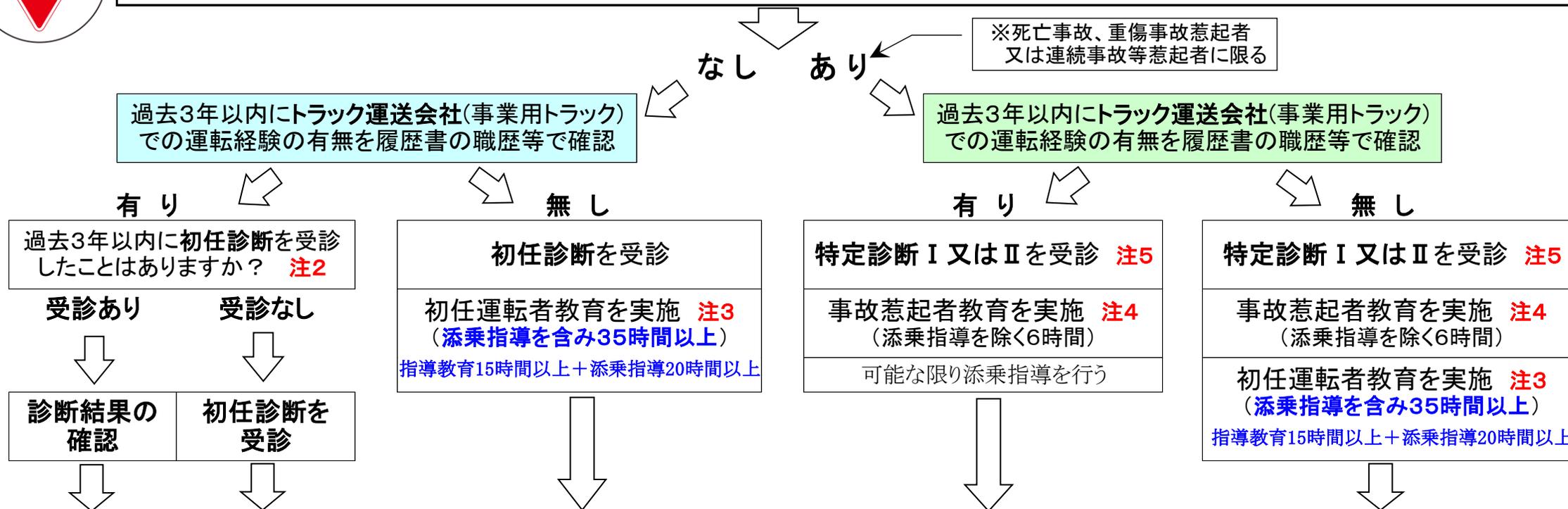




過去3年間の事故歴を自動車安全運転センターが発行する「**運転記録証明書**」を取得して把握

注1



運転者の健康状態を雇入れ時の健康診断を実施し把握 → 運転者台帳へ記載

乗 務 開 始

- 注1 H21.10.1以降、新たに雇い入れた運転者について、過去3年間の事故歴を把握し、採用時に行う教育や適性診断の種類を確認することが義務付けとなりました。
- 注2 過去3年以内に初任診断を受診したことがない方は事業用トラックの運転経験者であっても**初任診断の対象**となりますので注意が必要です。また、3年以内に初任診断を受けたことがある方を採用した場合は、当時の診断結果を取り寄せ、管理者等が確認して下さい。
- 注3 初任運転者教育は「指導の指針」※に基づき**35時間(指導教育15時間+添乗指導20時間)以上**の時間で実施し、必ず記録を作成、保存(3年間)して下さい。
- 注4 事故惹起者教育は「指導の指針」※に基づき6時間以上の時間で実施し、必ず記録を作成、保存(3年間)して下さい。
- 注5 特定診断 I 又は特定診断 II の分岐条件については「指導の指針」※に規定されています。



- ◎ 運転適性診断は、バス、ハイヤー、タクシー、トラック等の事業用自動車の運転業務に従事する方に対し、各個人が持つ特徴や癖などを見出し、実際の運転時の留意点等をアドバイスすることで、安全性を高めていただくためのものです。
- ◎ 特定の運転者に対する適性診断の受診及び指導教育は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 により義務付けられています。
- ◎ 新たに採用した運転者が**65歳以上であった場合**で初任診断と適齢診断の双方に該当する場合、適齢診断が優先します。

※「指導の指針」とは「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(最終改正:平成28年4月1日)を指しています。